

# 入札説明書

令和7年10月6日千葉市公告第791号により公告した、千葉市立幕張若葉小学校開校に伴う管理用備品・消耗品の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

## 1 制限付一般競争入札に付する事項

### (1) 物件名

千葉市立幕張若葉小学校開校に伴う管理用備品・消耗品

①事務机他

②児童用机・椅子

### (2) 物件の概要

仕様書のとおり

### (3) 納入期限

令和8年3月31日（火）

### (4) 納入場所

千葉市立幕張若葉小学校　　所在地：千葉市美浜区若葉3-1-26

## 2 競争入札参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならぬ。

(1) 令和6・7年度千葉市物品入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 所在地区分「市内」、業種（大分類）を「家具・什器」、希望順位「第1位」で登録していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(4) 公告日から遡って5年の間に、本市または国、県若しくは他の地方公共団体に対し、本件と同種の業務を履行した実績を有する者であること。

### 3 入札参加資格確認申請書の提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、①事務机他、②児童用机・椅子それぞれ入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

- (1) 提出期間 公告の日から令和7年10月10日（金）の間の午前9時00分から午後4時00分まで。
- (2) 提出場所 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書
  - イ 履行実績調書（2件以上ある場合は、2件まで記載すること）  
※契約書の写し、業務完了報告書の写し等、履行した実績の内容を確認できる書類を添付すること。
- (5) 確認通知 令和7年10月23日（木）までに、入札参加資格確認結果通知書を発送する。

### 4 入札に関する質問及び同等品申請の受付

- (1) 入札説明書・仕様書等の内容に関する質問及び同等品申請をする場合は、以下のとおり質問書及び同等品申請書を提出すること。
  - ア 提出期間 公告の日から令和7年10月15日（水）正午まで
  - イ 提出方法 電子メール
  - ウ 提出先 千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課  
([gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp](mailto:gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp))
  - エ 質問の様式 所定の様式を用いること。
- (2) 質問及び同等品申請に関する回答は、令和7年10月20日（月）までに電子メールで行う。

### 5 入札手続等（入札参加資格確認結果通知書の提示を求める場合があるので必ず持参すること。）

#### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年10月30日（木） 午前10時00分（事務机他）  
午前10時15分（児童用机・椅子）  
場所 教育委員会入札室  
千葉市中央区千葉港1－1 千葉市役所高層棟10階

#### (2) 入札方法

入札者は、原則として前記（1）の入札・開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。  
ただし、郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きして、後記「9」の契約事務担当課宛とし、令和7年10月29日（水）の午後3時00分までに書留郵便にて必着のこと。

#### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、調達物品の金額のほか一切の諸経費を含め見積もること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### (4) 入札時の提出書類

入札の際には、入札書のほか、代理人が入札・開札に立ち会う場合のみ、委任状も提出すること。委任状の提出がない場合、又は、内容が不明瞭である場合は、当該入札は無効とする。

#### (5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

#### (6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

#### (7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

### 6 開札に立会う者に関する事項

開札に立会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること。）。

### 7 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、前回の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者は参加できないものとする。

### 8 契約の手続等

#### (1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記9の契約事務担当課で閲覧できる。

9 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所高層棟10階

千葉市教育委員会事務局 教育総務部 学校施設課

電話：043-245-5913

電子メール：[gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp](mailto:gakkoshisetsu.EDG@city.chiba.lg.jp)